

植草学園短期大学同窓会会則

[制 定 平成13年 3月18日]

[最近改正 平成25年 5月18日]

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、植草学園短期大学同窓会と称する。

(事務局)

第2条 本会は、事務局を植草学園短期大学内に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、会員相互の連絡及び親睦を深め、併せて母校及び植草学園（以下「学園」という。）の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業及び活動を行う。

- 一 会報及び会員名簿の発行・管理
- 二 「植草学園さくら会」への参画
- 三 植草学園との連携及びその事業への協力
- 四 その他本会の目的達成に必要な活動

第3章 会員

(会員の構成)

第5条 本会は、次の会員により構成する。

- 一 正会員 植草学園短期大学の卒業生及び修了生
- 二 特別会員 植草学園短期大学の教職員

第4章 役員

(役員)

第6条 本会に役員を置く。役員の構成、選任方法及び職務は次のとおりとする。

役員名	人数	選任方法	職務
会長	1名	理事の互選に基づき 総会において選任する。	本会を代表し、会務を総理する。
副会長	2名		会長を補佐し、必要あるときはその職務を代理する。
理事	若干名	総会において選出する	会務を処理する。
監事	2名	理事の互選に基づき総会において選任する。	本会の会計を監査する。
顧問	若干名	特別会員のうちから総会において選任する。	本会の運営等に関し、助言等を行う。

2 役員の任期は2年とする。ただし、再任することができる。

第5章 会議

(会議の種類)

第7条 本会の会議は、定例総会、臨時総会及び役員会とする。

(定例総会)

第8条 定例総会は、毎年1回開催するものとする。

(臨時総会)

第9条 臨時総会は、役員会が必要と認めたときに開催する。

(役員会)

第10条 役員会は、同窓会の活動について審議するために開催する。

(議長)

第11条 会議の議長は、会長が行う。

(議決)

第12条 会議の議事は、出席会員の過半数の同意をもって決し、可否同数の場合は、議長が決する。

(特別会員の意見)

第13条 特別会員は、定例総会及び臨時総会に出席して意見を述べることができる。

第6章 会費及び会計

(経費)

第14条 本会の経費は、会費及び寄附金その他の収入をもって充てる。

(会費)

第15条 正会員は、会費を納入しなければならない。

2 会費の額は、1万円（終身）とする。

3 会費の納入方法等は、次のとおりとする。

一 卒業年次の後期における授業料その他の学生納付金とともに、学園が納付者の口座から回収する方法又は学園から送達される「振込依頼書」により学園指定の銀行口座に振り込むことにより行うものとする。

二 学園指定の銀行口座に振り込まれた会費は、学園から同窓会の指定銀行口座へ振込を受けるものとする。

三 卒業年次の後期を休学する場合の会費の納入等は、復学するときに、前2号の手続きにより行うものとする。

四 会費を納入した者が、卒業しなかった場合は、納入した金額を同窓会が現金により学園に返還する。（学園が納入者が指定する金融機関の口座に振り込むことにより返還する。この場合において、振込手数料は納入者の負担とする。）

(会計年度)

第16条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(予算)

第17条 本会の毎会計年度の収支予算は、役員会が編成する。

(決算)

第18条 本会の毎会計年度の決算は、監事を除く役員会が作成し、監事の意見を付して定期総会の承認を得るものとする。

第7章 業務組織及び運営

(業務組織等)

第19条 本会にその業務を行うため、事務担当の部及び係を置く。部及び係の構成、業務分担は、次のとおりとする。

部等の名称	構成	業務
総括	会長及び副会長	業務組織を統括し、同窓会活動の企画、立案に関する事。
庶務部 同窓会係 会報係	役員会が理事のうちから選出した者数名	文書の発送、総会及び役員会の記録その他の業務に関する事。
会計部	役員会が理事のうちから選出した者2名	出納及び決算報告に関する事。
監査部	監事	会計監査及び総会における監査報告に関する事。

第8章 雑則

(改廃)

第20条 この会則の改廃は、定期総会又は臨時総会の議を経て会長が行う。

(補則)

第21条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、役員会の議を経て会長が別に定めることができる。

附 則

この会則は、平成13年3月18日から施行する。

附 則 (平成22年11月20日定期総会承認)

- 1 この会則は、平成22年11月20日から施行し平成22年4月1日から適用する。
- 2 改正前の会則第21条の規定により納入された会費は、改正後の規定により納入したものとみなす。

附 則 (平成25年5月18日定期総会承認)

この会則は、平成25年5月18日から施行し、平成25年4月1日から適用する。